

## 太宰府市議会議長交際費支出基準

平成 19 年 4 月 1 日施行

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 7 月 1 日改正

令和元年 10 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この基準は、太宰府市議会議長（以下「議長」という。）の交際費の支出に当たり一定の基準を設けることにより、交際費の適正な支出を図り、もって円滑かつ効率的な議会運営を確保することを目的とする。

(種別及び支出範囲)

第 2 条 議長の交際費の種別及び支出範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 祝金 各種総会、大会、式典、行事等に議長又は議長の職務を代理する者等が出席する場合に、5,000 円を限度に支出する。
- (2) 弔慰金 議長が必要と認める場合、5,000 円を限度にその都度決定して支出する。なお、議長が特に必要と認める場合は、生花（又は花輪）30,000 円（消費税別途）を限度にお供えする。
- (3) 懇談会費 議長又は議長の職務を代理する者及び議長の職務を補助する者等が各種団体又は識見を有する者等と意見交換又は情報収集を目的とした会食を伴う懇談等を行う場合においては、その開催趣旨や構成員、出席者、日ごろの市政との関わり等から市政運営上適当と判断される場合、会費又は実費を支出するものとする。ただし、会費又は実費が不明な場合は、会場等を考慮し、10,000 円を限度にその都度決定して支出する。
- (4) その他 前各号に定めるほか、議長が特に必要と認めたものについては支出するものとする。ただし、宗教団体、政党その他の政治団体に対する支出は行わない。

2 前項の規定にかかわらず、地域の慣習等特別な理由により、上記に定める金額により難い事情がある場合には、支出限度額を調整できるものとする。

(支出内容の公開)

第 3 条 この基準に基づき支出した議長交際費の内容は、太宰府市情報公開条例(平成 9 年条例第 4 号)の規定に基づき、個人に関する情報で特段の配慮が必要なものを除き公開する。

(改正)

第 4 条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第 5 条 この基準に定めるもののほか、議長交際費の支出に関し必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。